

①退職等で普通徴収に切り替える場合

「異動年月日」には、たとえば『11月30日付けで退職』の人なら『11月30日』と記入します。
 「異動の事由」は該当するものを選んでください。
 「異動後の未徴収税額の徴収」は「3. 普通徴収」を選んでください。

90001756
 4 5 6 7 8 9 1 2 3
 に対応できる者
 給与係
 つがる 太郎
 0173-42-2111

(あて先) つがる市長		給与支払者 特別徴収 義務者	名称 つがる市役所	所在地 〒038-3192 青森県つがる市	未徴収税額 (ア)-(イ) 円 50,000	異動年月日 ○年 11月30日	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	退職時迄の給与支払額 円 2,000,000
令和 ○年 ○月 ○日 提出		特別徴収税額通知書に記載されている年税額を記入してください。			○年 6月分～	○年	①. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5. 会社解散 6. ()	円 120,000
給与所得 フリガナ ツガル ハナコ		旧姓 ()			○年 12月分迄			
氏名	つがる 花子				円			
生年月日	平成 昭和 ○年 ○月 ○日生				円			
個人番号	012345678912				円			
受給者番号	123-456				円			
1月1日現在の住所	青森県つがる市木造若緑52				円			
現住所					円			

「徴収済額」は、たとえば6月分から12月分までの7回徴収し、その徴収した総額が70,000円の場合はこのように記入します。

(1月1日から4月30日の間に退職した方は、一括徴収が義務付けられています。)

一括徴収	支払予定日ごとの徴収予定額	徴収予定額合計(上記ウ)
1. 異動日が6月1日以前で、本人から申出が	日 円	円
2. 異動日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日 円	円

一括徴収できない理由(○を付してください)

①. 異動日が12月31日以前で、一括徴収の希望がないため。
 2. 異動日が1月1日から4月30日までの間だが、支払われる給与もしくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため。
 3. その他理由()

一括徴収できない理由を選択してください。

月割額 _____ 円	新しい給与支払者	所在地	
_____ 月分 から		フリガナ	
徴収し、納付する。		名称	
		代表者	個人番号又は法人番号
	電話	指定番号	

※市記入欄	旧年度		現年度		新年度	
	申告	基幹	申告	基幹	申告	基幹
	管理番号					

②退職等で残りの税額を一括徴収する場合

「異動年月日」には、たとえば『1月31日
付けて退職』の人なら『1月31日』と記入
します。
「異動の事由」では該当するものを選んでく
ださい。
「異動後の未徴収税額の徴収」では「2. 一
括徴収」を選んでください。

0001756
5 6 7 8 9 1 2 3
に 応 答 可 能 な 者
手 係
つ がる 太 郎
3-42-2111

(あて先) つがる市長 令和〇年〇月〇日 提出		給与支払者 特別徴収 義務者	名称 つがる市役所	所在地 〒038-3192 青森県つがる	給 与 所 得 額	未 徴 収 税 額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	退職時迄の 給与支払額
フリガナ ツガル ハナコ		特別徴収税額通知書に記載されて いる年税額を記入してください。			〇年6月分～	〇年1月分迄	〇年 1月31日	①. 退職 ②. 一括徴収 ③. 普通徴収	2,000,000
氏名	つがる 花子	旧姓			円	円		1月1日以降の退職者に対 し未徴収税額がある場合 は、一括徴収してください。	円
生年月日	平成(昭和)〇年〇月〇日生								社会保険料 等控除額
個人番号	012345678912								円
受給者番号	123-456								100,000
1月1日現在の 住所	青森県つがる市木造若緑52								

「徴収済額」は、たとえば6月分
から12月分までの7回徴収し、
その徴収した総額が80,000円の
ときはこのように記入します。

「ウ 未徴収税額」と「徴収予定額合
計」は同じ額を記入します。

一括徴収の場合、「ウ 未徴収税額」には、そ
の月に支払う税額も含まれます。
たとえば1月分を納入する時期に退職・一括徴
収の異動届を提出する場合、「イ 徴収済額」
は6月から12月分まで、今回納入する1月
分と残りの2月から5月分までを合計して「ウ
未徴収税額」に記入します。

一括徴収した税額を何月分
で納入するのかを記入して
ください。

異動が1月1日以降の場
合は一括徴収が義務付け
られておりますのでご留
意ください。

① 異動日が6月1日から12月31日までで、 本人から申出があったため。	2月21日	40,000円	40,000	一括徴収できない理由(○を付してください)
② 異動日が1月1日から4月30日までの間で 特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円		
一括徴収した税額は 2月分(納期限 3月10日)で納付します				

所在地	
フリガナ	
名称	
代表者	
電話	

③転勤先でも特別徴収を継続する場合

「異動年月日」には、たとえば『12月1日付で人事異動』の人なら『12月1日』と記入します。
 「異動の事由」では「2. 転勤」を選んでください。
 「異動後の未徴収税額の徴収」では「1. 特別徴収継続」を選んでください。

001756
 6789123
 応答できる者
 係
 太郎
 -42-2111

(あて先) つがる市長		給与支払者 特別徴収 義務者	名称 つがる市役所	所在地 〒038-3192 青森県つがる市
令和〇年〇月〇日提出		特別徴収税額通知書に記載されている年税額を記入してください。		
給与所得	フリガナ ツガル ハナコ	旧姓	納税済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
氏名	つがる 花子		円	円
生年月日	平成 昭和 〇年〇月〇日生		〇年6月分~	
個人番号	012345678912		〇年12月分迄	
受給者番号	123-456		円	円
1月1日現在の住所	青森県つがる市木造若緑52		120,000	50,000
現住所			70,000	12月1日
				異動の事由
				1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5. 会社解散 6. ()
				異動後の未徴収税額の徴収
				①. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収
				1月1日以降の退職者に対し未徴収税額がある場合は、一括徴収してください。 3を選んだ場合は、下記の「一括徴収できない理由」欄に丸を付してください。
				退職時迄の給与支払額
				円
				社会保険料等控除額
				円
				2,000,000
				100,000

「徴収済額」は、たとえば6月分から12月分までの7回徴収し、その徴収した総額が70,000円の場合はこのように記入します。

新しい勤務先の所在地や名称などを記入してください。名称には必ずフリガナをふってください。新しい勤務先に、月割額と徴収開始月を必ず連絡してください。

◎「未徴収税額」を記入してください。(1月1日から4月30日の間に退職した方は、一括徴収が義務付けられています。)

一括	当等の	支払予定日ごとの徴収予定額	徴収予定額合計(上記ウ)	一括徴収できない理由(○を付してください)
1. 異動日が6月1日から12月31日までで、本人から申出があったため。				1日以前で、一括徴収の希望がないため。
2. 異動日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。				1月1日から4月30日までの間だが、支払われる給与当等がないため又は未徴収税額より少ないため。

◎ 転勤等による特別徴収届出書 (給与所得者が新しい給与支払者による「特別徴収の継続」を希望される場合)

月割額 10,000 円	所在地 青森県〇〇市〇〇町〇〇
1 月分 から	フリガナ 〇〇シヤクシヨ
新しい給与支払者	名称 〇〇市役所
代表者 〇〇 〇〇	個人番号又は法人番号 1234567890123
電話 ****-**-****	指定番号 分かる場合のみ記入

※市記入欄	旧年度		現年度		新年度	
	申告	基幹	申告	基幹	申告	基幹
	管理番号					